

別紙1 登録基準

1 規模（面積）

<一般住宅>	
・各住戸の床面積が25㎡以上	
・台所、収納、浴室、シャワー室が共同利用の場合、18㎡以上	

<共同居住型住宅（シェアハウス）>		
	専用居室のシェアハウス基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準
住宅全体の面積	15㎡×A+10㎡以上 (A:入居可能者数、A≧2)	15㎡×B+22㎡×C+10㎡以上 ただし、B≧1かつC≧1もしくはB=0かつC≧2) (※B:ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、 C:ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数)
専用居室の面積	9㎡以上 (造り付けの収納の面積を含む)	12㎡以上（造り付けの収納の面積を含む） (ただし、住居全体の面積が、 15㎡×B+24㎡×C+10㎡以上の場合、10㎡以上)
専用居室の入居者数	専用居室の入居者は1人とする	専用居室の入居者はひとり親世帯（親+子）1世帯とする

※上記基準のほか、ひとり親世帯向けシェアハウスに関する定義を定める（令和3年国土交通省告示第277号による）。

ひとり親世帯とは、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）を養育している者が1人及び子どもが少なくとも1人属する世帯をいう。

- ・地方公共団体によっては面積基準を緩和している場合があります。
- ・共同居住型住宅（シェアハウス）の居住人数には、当該住宅に居住する賃貸人も含まれます。

2 設備

<一般住宅>	
・各住戸が台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えること。 (台所、収納、浴室、シャワー室は、共同利用化の場合、各住戸に備えなくてもよい)	

<共同居住型住宅（シェアハウス）>		
	専用居室のシェアハウス基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準
専用居室の設備	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける（ただし、専用部分に備えつけられている場合を除く）	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける（ただし、専用部分に備えつけられている場合を除く）、 ・バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること
専用居室の設備設置数	便所、洗面、浴室又はシャワー室は、Aの合計数を5で除した数を設ける（小数点以下を切り上げ）	便所、洗面は、BとCの合計数を3で除した数を設ける、 浴室とシャワー室は、BとCの合計数を4で除した数を設ける（小数点以下を切り上げ）

- ・平成30年7月10日以降、一般住宅では、洗面設備が不要となりました（国土交通省改正）

3 構造

①消防法、建築基準法に違反しないものであること。
②耐震性があること（新耐震基準に適合していること）

・旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）の建物であっても、耐震性能を満たしている場合、又は登録前に耐震改修工事を行うことができない特別の事情があり、登録後に耐震改修工事を行うものとして登録できる場合があります。

4 賃貸条件、その他

①入居を不当に制限しないこと（差別的なもの・入居対象者が著しく少数⇒不可）
②家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。
③国の基本方針・地方自治体の供給促進計画に照らして適切なものであること。

（注）地方自治体で緩和規定などが定められている場合は、上記の表記に関わらずその基準に準ずる。